

総 基 移 第 16 号
令 和 3 年 1 月 22 日

(携帯電話等抑止装置免許人) 御中

総務省 総合通信基盤局
電波部 移動通信課長

携帯電話等抑止装置の実用局化について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から電波行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、総務省では、これまで実験試験局として運用されていた携帯電話等抑止装置について、一定期間の実験試験局としての運用を経て知見等が十分に蓄積されたことから、令和2年6月22日に実用局化の制度整備を実施しました。携帯電話等抑止装置の実用局化に際して、下記について、ご連絡申し上げます。

記

(1) 携帯電話等抑止装置の局種について

携帯電話等抑止装置の実用局化に伴い、当該無線局を新たに開設する場合は、無線局の種別を「特別業務の局」（以下「携帯無線通信等抑止局」という。）として申請頂く必要があります。

既に実験試験局として免許を取得している無線局については、免許の有効期限内において、引き続き、実験試験局として運用頂くことが可能です。なお、実験試験局として再免許申請頂くことはできません。新たに特別業務の局として開設する必要があります。

(2) 経過措置について

携帯電話等抑止装置の実用局化に際しては、当該無線局を円滑に実用局に移行させていくため、経過措置を設けています。既に実験試験局として免許を取得している無線局のうち免許の有効期限が令和3年3月31日までの場合は、従前通り実験試験局として再免許申請を可能とします。

なお、無線局の免許の有効期間が、令和3年4月1日以降の場合には、携帯無線通信等抑止局として免許申請となります。

(3) 電波利用料について

携帯無線通信等抑止局の主な電波利用料額は、以下の通りとなります。

また、使用する周波数・空中線電力が下記の条件以外でご利用する場合には、以下のURLでご確認をお願いします。

<https://www.tele.soumu.go.jp/riyoryo/RiyoryoGkInit.jsp>

電波利用料額	使用する周波数・空中線電力
19,000円	470MHz超え3600MHz以下・0.01W超 3600MHz超え6000MHz以下・0.01W超 6000MHz超え・指定なし
2,600円	470MHz超え3600MHz以下・0.01W以下、 3600MHz超え6000MHz以下・0.01W以下、 6000MHz超え・指定なし

(4) 免許申請手数料について

携帯無線通信等抑止局の主な免許申請手数料は、以下の通りとなります。

また、空中線電力が下記の条件以外でご利用する場合には、以下のURLでご確認をお願いします。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/feestab/>

新規免許申請手数料	再免許の申請手数料	空中線電力
4,250円 (3,050円)	3,350円 (2,400円)	1Wを超え5W以下のもの
3,550円 (2,550円)	1,950円 (1,500円)	1W以下のもの

注 () 内・かっこないは電子申請の場合の手数料額。

敬具

連絡先 総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 計画係 連絡先：03-5253-5895
